# 欧州人権裁判所判例における 宗教を冒瀆する表現に関する考察

村 上 玲\*

欧州人権条約の実施機関として 1959 年に発足した欧州人権裁判所は、その発足以来、判例を構築してきた。また、欧州人権条約は現在では 47 か国が加盟し、多様な状況の中で欧州人権裁判所は欧州人権条約第 10 条が保障する表現の自由についても判例を発展させている。この判断枠組みは時代を経るにしたがって、加盟国による制約が民主社会において必要であったかを比例性の原理の下でより詳細に判断するようになってきている。裁判所は宗教を冒瀆する表現に関する判例においても、加盟国による制約が民主社会において必要であったかという観点からの検討を精緻化させており、加盟国間での共通の基準がないため、広い評価の余地が認められる中で表現の自由の保障と冒瀆表現の妥当性を判断している。

キーワード:欧州人権裁判所,表現の自由,宗教を冒瀆する表現

#### 1. はじめに

1949年に設立された欧州評議会(Council of Europe,以下「評議会」という。)は,過去のユダヤ人大量虐殺や,ファシズム,全体主義に対する反省から,これらに対して集団的に対抗するために欧州統合を推進することを目的としたヨーロッパ運動(European Movement)に端を発し<sup>1)</sup>,「加盟国の共同の世襲財産たる理想および主義を保護実現し,ならびに加盟国の経済的・社会的進歩を促進するために,加盟国間に一層緊密な統一を達成すること」(欧州評議会規定 1条(a))を目的とする。そして,現在ではトルコ,東欧,ロシアを含む 47 カ国が評議会に加盟している。評議会創立の基盤となったヨーロッパ運動は人権の尊重をそのシンボルとして掲げ,その理念は「欧州評議会のすべての加盟国は,法の支配の原則,ならびに,その管轄内においてすべての人が人権と基本的自由を享受するとの原則を受諾し,第1章に明記された評議会の目的の実現において,誠実かつ効果的に協力しなければならない」と規定する評議会規定第3条に反映されて

<sup>※</sup> 淑徳大学コミュニティ政策学部助教

いる。その前文に評議会の「目的を追求する方法の1つが人権および基本的自由の維持および一層の実現であることを考慮し」と述べ、評議会規定1条(a)の目的や3条の理念を遂行し、民主主義的空間を確保するのに不可欠な加盟国内の人権と基本的自由を保障するために、評議会の枠組みにおいて、評議会の加盟国のみが批准できる条約として締結されたのが欧州人権条約<sup>2)</sup>(以下「人権条約」という。)である。

1950年11月4日に署名された人権条約は1953年9月3日に発効し、その第1節で思想、良心および信教の自由(9条)や表現の自由(10条)といった権利および自由を規定し、第2節に条約の実効性確保機関として欧州人権裁判所(European Court of Human Rights,以下「人権裁判所」という。)に関する規定を置いている。フランスのストラスブールに設置された人権裁判所は1959年9月18日に発足して以降、これまで様々な人権条約違反に関する事件を取り扱っており、表現の自由に関する判例も多く蓄積されている。

本稿では、そうした表現の自由に関する人権裁判所判例のうち、宗教を冒瀆する表現に関する判例を検討する。我が国には宗教を冒瀆する表現を直接規制する刑事規定は存在しないことに加え、斎藤博が「初詣でと仏式の葬儀が混在する宗教上の寛容度の高い宗教観」(斎藤 1988:36)と評するように、これまでの日本人の宗教意識は諸外国の人々に比して柔軟<sup>3)</sup>であるといえ、宗教に関する表現も多様な状態<sup>4)</sup>にあるといってよいであろう。しかし、その一方、訪日外国人向けの観光政策の推進や外国人労働者の受け入れの促進によって、我が国に居住・滞在する外国人の数は増えつつある<sup>5)</sup>。このような状況にあって、多様な人々が生活する中での宗教表現の在り方について検討することは我が国においても必要であるといえよう。

そこで、「悪魔の詩事件」や「ムハンマドの風刺画事件」、「シャルリエブド襲撃事件」の発端となった地域であるヨーロッパ、特に評議会の加盟国に目を向けてみると、現在でも加盟国内では宗教を冒瀆する表現に対して様々な刑事規制が行われている<sup>6)</sup>。人権裁判所では加盟国の国内事情にも即しつつ表現の自由だけでなく信教の自由など人権条約が保障する価値の推進を図っており、人権裁判所がどのような基準に基づき表現の自由と他の人権との調整を行っているかを明らかにすることは、我が国においても一つの参考になると思われる。そこで本稿では、まず表現の自由に関する事件における人権裁判所の判断枠組みを明らかにし、次に宗教を冒瀆する表現が問題となった事例を検討する。

#### 2. 欧州人権裁判所における表現の自由に関する判断枠組み

人権条約において表現の自由を規定する 10 条 $^7$  は 2 項構成を採っており,1 項において表現の自由を保障するとともに,2 項において表現の自由を制限しうる正当な目的を列挙している。

人権裁判所の判例において、表現の自由の射程に入る表現とは「10条2項を条件として、好

意的に受け止められたり、あるいは害をもたらさない、又はどうでもよいこととみなされる「情報」や「思想」だけでなく、国家や一部の人々を傷つけたり、驚かせたり、又は混乱させるようなもの $\mathbf{J}^{8}$ )も含むものと解されている。そして、人権条約が規定する各種の権利は同列的に位置付けられており、表現の自由を優越的地位にある権利とはしていない。とはいえ、人権裁判所は表現の自由を「民主的社会の本質的基礎であり、社会の発展および人間の発達のための基礎的条件 $\mathbf{J}^{9}$ )として位置づけており、少なからず民主的社会の重要な一角を占める最低条件としての権利であると判示している。

一方で人権裁判所はこれまで,個別事件での人権条約の解釈にあたっては,加盟国間共通の基準の存在を前提にしつつも,加盟国の裁量を考慮する「評価の余地(Margin of Appreciation)」理論を採用してきた。この理論<sup>10)</sup> は,人権裁判所を当事国の裁判所の終審裁判所とはせず,当事国の当局の方が人権裁判所の裁判官よりも国内事情に精通し,適切な判断が下せるとの前提に立った上で,当局の裁量を認めつつ当該規制を人権条約に照らして審査するという人権裁判所の補完的性質に基礎を置いている。そして,加盟国による制約の正当性に関する実際の審議では,以下の3つの要件と「評価の余地」理論を用いて判断を行っている。

第一に、「当該制約が法律によって定められているか」という要件である。この要件における "法律"とは制定法だけでなく、判例法 $^{11}$ 、国内において適用される EC 規則 $^{12}$ )および専門的 職能団体の内部規則 $^{13}$ )なども含まれるとされている。そして、当該法律に対してはアクセス可能性 (accessibility) と明確性 (certainty) が要請され、当該法律の影響を受ける可能性がある 者が、その法律を知ることができるように当該法律は公表されていなければならず $^{14}$ )、かつ、いかなる場合に制約が課されるか、また、自己の行為によってどのような結果を被る可能性があるかを合理的な正確さをもとに予想できなければならない $^{15}$ )とされている。

第二の要件は、「制約が正当な目的の実現を意図するものであること」である。人権条約 10 条 2 項のように、人権条約 8 条から 11 条はその 2 項において制約目的を列挙している。しかし、列挙されている制約目的自体が広範で抽象的なため、当該制約の目的が本要件を満たさないケースは事実上ないと考えられる。

第三の要件は「制約が民主社会にとって必要であること」である。人権裁判所はこれまで,課された制約が人権条約で保障する権利・自由と比して,民主社会に必要であることを証明するよう当事国に要請してきた。具体的には,権利・自由に対する当該介入に関して,①「急迫する社会的必要性」に合致していたか,②「遂行される正当な目的と釣り合って」いたか,③国内当局が当該介入を正当化する理由は「関連性があり十分であるか」という,3つの項目を検討し,さらに「急迫する社会的必要性」に関しては,当該権利の本質を害するか,他に制約的でない手段がないか,当該介入に関する手段に実効的な予防手段や法的規制が存在するか,手続き的公正さが図られているかといった要素を総合的に検証することによって,当該介入に対して厳格な審査

を行っているといわれている<sup>16)</sup>。

こうした「評価の余地」理論を表現の自由に適用するにあたって,人権裁判所は表現の内容によって異なった対応をとっている。例えば,プレスの自由 $^{17}$  や取材源の秘匿 $^{18}$ ,ジャーナリストによる差別的表現を含むインタビューの放送 $^{19}$  といった民主主義とかかわりの深い政治的表現や国民の知る権利に対しては加盟国の評価の余地を狭く解釈し,表現の自由を優先してきたのに対して,わいせつ表現 $^{20}$  や営利的表現 $^{21}$  等に対しては人権裁判所の統制に基づき,評価の余地を広く解釈するといった姿勢を示している。

このように、人権裁判所は民主主義の推進に不可欠な権利・自由を規定する人権条約の締約国による履行を確保するために設立され、「評価の余地」理論を用いることで締約国の条約履行と地域的人権保障を両立させてきた。そして、表現の自由と他の権利・自由を同列的に位置づけ、「民主社会における必要性」という観点から、表現の自由と他の権利利益との調整を図ってきたことがうかがえる。

#### 3. 欧州人権裁判所判例における宗教を冒瀆する表現

欧州では宗教を冒瀆する表現に対して様々な刑事処罰がなされてきた。このため、各国で行われている表現に対する規制について、欧州人権条約10条が保障する「表現の自由」の侵害にあたるのではないかとする申立てが欧州人権裁判所へなされている。そこで、本項では、宗教を冒瀆する表現に関する人権裁判所の5つの判例について検討し、「制約が民主社会にとって必要であること」の要件が具体的にいかなる内容を持つのかという点を明らかにしたい。

#### ① Otto-Preminger-Institut v. Austria 事件(1994 年)

人権裁判所が下した宗教を冒瀆する表現に関する5つの判例の中で,最も古い事案がOtto-Preminger-Institut v. Austria 事件 $^{22)}$  である。この事件は,視聴覚メディアを通じてのコンテンツ流通を目的とする非営利組織 Otto-Preminger-Institut が,神,キリスト,聖母マリアをそれぞれ,無能の白痴,愚か者,あばずれ等とする描写を含んだ Werner Schroeter の「天の議会; Das Liebeskonzil」という映画を,1985年5月13日にオーストリアのチロル地方で上映しようとしたことに端を発する。当該映画の上映に際し,ローマ・カトリック教会のインスブルグ教区は,この映画がオーストリア刑法 188条 $^{23)}$  に定める「宗教教義への中傷」に該当するとして検察に告訴を要請し,最終的には裁判官の面前で上映するという内容審査を経て,検察官によるフィルムの押収申請が承認された。結果として,予定日時の上映前にフィルムが押収されることとなり,このことが人権条約 10条が保障する表現の自由への侵害に当たるとして,Otto-Preminger-Institut が人権裁判所へ人権侵害を申し立てた事件である。

人権裁判所は「制約が正当な目的の実現を意図するものであること」の判断に関して、人権条約9条が保障する「思想・良心・信教の自由とは条約が意味するところの「民主社会」の基盤の一つ」であり、「多数派、少数派に関係なく信教の自由を行使する個人は、自身が属する宗教に対するすべての批判を免除されると合理的に期待すること」はできず、「異なった宗教信念を持つ他者からの否定と同様に、自身の信仰と敵対する教義の布教も許容」しなければならないとした。しかし同時に、「宗教上の信条と教義に反対する、もしくは否定する方法については国家が責任を負う」べき問題であるとし、「国家は思想・良心・信教の自由への尊重」とは相いれない「思想・情報などを与えること」についての規制も正当化しうるとした。そして、オーストリア刑法188条は、その目的に鑑みて、宗教感情を他者によって侮辱されない権利を市民が享受するための表現抑制であり、同条は条約10条2項が掲げる「他者の権利の保護」という目的に照らして正当であると判断した。

また,人権裁判所は「制約が民主社会にとって必要であること」の要件に関して,「表現の自由は民主社会の本質的基礎の一つ」であり,好意的に受け止められる表現や害にならない表現などだけでなく,「衝撃や不快感を与えるような表現」<sup>24)</sup>も対象に含まれると判断している。ただし,自由と権利の行使は「責任と義務」を伴い,表現の自由には他者の権利を侵害するような不必要に攻撃的な表現を「可能な限り避けなければならない義務」が含まれていると判示した。そして,「特定の民主社会において制裁が必要と考えられる場合」または,「宗教上の崇拝対象への不適当な攻撃を避ける場合」,その「手続き・条件・制約・刑罰」と「正当な目的」は比例しなければならないが,「欧州での社会における宗教の意義の統一的な概念」を認めることはできず,宗教感情に対する表現の自由への制約を包括的に定義することは不可能であるとの判断を示している。結果,この裁判では,オーストリア刑法 188 条に基づいた表現内容規制は,規制目的と実施措置が比例しており,人権条約 10 条違反にはあたらないと判断されることとなった。

ただし、この法廷意見に対しては、公開前のフィルムの押収は事前抑制に該当し、チロル地方の多数派であるカトリック教徒の利益を保護することは、映画を上映すると言う少数派の利益を損なわせる恐れがあるため、多元的民主主義にとっては有害であり、映画の内容について十分告知されていたことや、17歳未満は観覧できないようにされていたことからも考えると、より制限的でない手段を取りえたとする反対意見が付されている。

## ② Wingrove v. the United Kingdom 事件(1996年)

1996年の Wingrove v. the United Kingdom 事件<sup>25)</sup>では、ロンドン在住の映画監督で申立人である Nigel Wingrove が作成した「Visions of Ecstasy」という 18分の短編ビデオ映画が問題とされた。このビデオ作品は Avila の聖テレサ(Teresa)をモチーフとして、聖テレサを表す女優と聖テレサの精神を表す女優、キリスト役の男優が織りなす聖テレサの宗教的恍惚と性的情動を

映像と音楽のみで表した内容となっている(但し,スタッフロールを除いて,作品に途上する女優が聖テレサを表している等の説明や歴史的背景には言及されていない。)。

英国内でビデオを一般販売する為には、1984年のビデオ・レコーディング法(Video Recordings Act1984) に従って英国映画分類委員会 British Board of Film Classification (以下「BBFC」という。) の発行する分類証明書(classification certificate)の取得が義務付けられており、Wingrove はビデオを一般販売する目的でこの証明書を申請した。ところが BBFC は、Whitehouse v Lemon 事件のコモン・ロー上の神冒瀆罪の定義 $^{26}$  に留意して、「Visions of Ecstasy」の性的なイメージは磔にされたキリストに焦点を当てており、聖テレサとキリストとの性行動という表現がコモン・ロー上の神冒瀆罪とみなされるのは間違いないとして分類証明書の発行を拒否した。この結果、Wingrove はイギリス国内におけるビデオの一般発売ができなくなったため、これを不服としてBBFC の処分が人権条約 10条に違反し、表現の自由を侵害するものとして人権裁判所に申立てた事件である。

この事件について人権裁判所は、まず判断の前提として、神冒瀆罪は性質上、厳密な法的定義になじまず、同罪の構成要件該当性の判断に際しては公権力の側に広い裁量を認めなければならないとの判断を示した。そのうえで、「当該制約が法律によって定められていること」および、「制約が正当な目的の実現を意図するものであること」の要件に関して、本件では当事者間に、Whitehouse v Lemon 事件の貴族院判決における神冒瀆罪の定義について争いはなく、適切な法的助言があれば神冒瀆罪に抵触するとの合理的予見をもちうるとした。そして、BBFCによる本件規制の目的は「キリスト教に親近感を寄せる人々を確実に憤慨させると考えられる方法で、宗教的主題を扱うのを禁止すること」であることから、条約10条2項の他者の権利保護に該当するとの判断の下、上記2要件のいずれについても満たしているとの判断を下している。

さらに「制約が民主社会にとって必要であること」の要件に関しては、本項①の Otto-Preminger-Institut v. Austria 事件での判断を踏襲し、民主社会において表現の自由は不可欠な基盤であるが、「神冒瀆罪を理由とした表現規制は民主社会では不必要」との統一的な認識が加盟国間には存在せず、原理的には、国際裁判官よりも自国の現状と不断に接している各国政府の方が、神冒瀆的表現からの保護のための制約の必要性を判断するのによりよい立場にあるとの前提を示している。その上で判決は、本件神冒瀆罪は見解の提示の方法を問題としており、宗教的侮辱の程度の重大さを要求することで、同罪の恣意的適用への安全装置を具備し、国内ビデオ業界の現状やビデオの潜在的影響等をよりよく判断できる英国政府が、広い評価の余地の下に「急迫する社会的必要性」に対応して本件規制を行ったとの解釈を示した。また、神冒瀆罪違反という当局の判断に対して、申立人は作品の修正を拒否している。これの結果、ビデオの頒布は禁止されることが確定し、さらに、当局が神冒瀆罪違反という結論に到達したことは、評価の余地を逸脱しているとまではいうことができず、人権条約 10 条には違反していないとの判断を下している。

但し、本件についても本項①で挙げた Otto-Preminger-Institut v. Austria 事件と同様に事前抑制の事例に当たることから、反対意見が付されている。反対意見によると、BBFC が実際のキリスト教信者の意見を聞くことなく、当該ビデオが宗教感情を害するものと判断したことや、神冒瀆罪に該当する恐れをもって証明書の拒否事由としたことは、「急迫する社会的必要性」を満たしていないとしている。また本件では、キリスト教に対する冒瀆的表現であったために争点とならなかったが、コモン・ロー上の神冒瀆罪の他宗教への差別的適用は「差別の禁止」を規定する人権条約 14 条に違反するのではないかとの意見も示されている。

### ③ İ.A. v. Turkey 事件(2005 年)

イスラム教における哲学と神学上の問題を著者の視点から小説風に述べた,Abdullah Riza Ergüven の「禁じられたフレーズ;Yasak Tümceler」が,コーランやムハンマドを冒瀆している として,出版者である申立人  $\dot{I}$ .A がトルコ刑法 175 条 $^{27)}$  の神冒瀆罪により起訴され罰金刑に処せられたため,これを理由に人権裁判所に申立てられたのが  $\dot{I}$ .A. v. Turkey 事件 $^{28)}$  である。本事件では,以下のような判断が示されている。

「当該制約が法律によって定められていること」,「制約が正当な目的の実現を意図するものであること」の要件に関しては,刑法によって神冒瀆罪は規定されており,他者の権利,道徳を守ることおよび障害を予防するという処罰の目的は正当であるとされた。「制約が民主社会にとって必要であること」の要件に関しては,Otto-Preminger-Institut v. Austria 事件およびWingrove v. the United Kingdom 事件での判断を踏襲し,「トルコ社会は宗教への批判に寛容であり,世俗主義と関係が深い」とした上で,ムスリムへの攻撃的な表現を放置することによって,「信教の自由を保障されない存在」だとムスリム自身が考える虞があることを理由としたトルコ政府の措置は,攻撃を受けるムスリムに保護を与えるものとして,「急迫する社会的必要性」に合致しているとの判断を人権裁判所は下している。そして,申立人に対する措置の理由とその正当化は関連性が明白であり,国内裁判所が科した罰金は低額のもの(32910000トルコリラ。およそ16米ドル相当)に留まることに加えて,本の差押はしていないことから,規制の目的と実施措置は比例していると判示した。この結果,トルコ政府は評価の余地を逸脱しておらず,人権条約10条に違反していないとの判断を示している。

本稿本節① Otto-Preminger-Institut v. Austria 事件や② Wingrove v. the United Kingdom 事件における判断と、この i.A. v. Turkey 事件における判断を比較すると、「制約が民主社会にとって必要であること」の要件を(1)「急迫する社会的必要性」に合致していたか、(2)「遂行される正当な目的と釣り合っていた」か、(3)国内当局が当該介入を正当化する理由は「関連性があり十分である」かという、3つの項目に分けて検討している点で、宗教を冒瀆する表現に対する制約をより厳格に判断しようとする傾向がうかがえる。

しかし、「衝撃を与える表現」もまた表現の自由が保障する表現であるとした Handyside v. The United Kingdom 事件<sup>29)</sup> の見解を本判決はないがしろにするもので、第一審で科された刑罰が禁固刑(国内裁判所の上訴審で罰金刑に減刑されている)であったことは出版の自由に萎縮効果をもたらすものであり、当該書籍を購読することは強制されえないのであるから、書籍全体を非難し刑事罰を科したトルコ政府の措置を認めることはできないとする反対意見が付されている。

#### ④ Giniewski v. France 事件(2006年)

宗教を冒瀆する表現に関する判例において転機となったといえるのが Giniewski v. France 事件  $^{30)}$  である。この事件は、申立人である歴史家兼ジャーナリストの Paul Giniewski が 1993 年 に発布された教皇回勅「真実の輝き(The Splendour of truth)」に関して、「隠された欠陥(The obscurity of error)」と題する新聞記事を記したことに端を発する。当該記事では、「カトリック教会は神の真実の唯一の守護者(the sole keeper of divine truth)であると自称して……旧約および新約の預言の実現(fulfilment)と後者の優越を明確に宣言し……多くのキリスト教徒は、聖書の反ユダヤ精神(anti-Jewish)および新約における旧約の成就という教義の反ユダヤ主義(anti-Semitism)にいたり、アウシュビッツの種となる思想と手段を提供したことを認めている」と述べ、ホロコーストの原因の一端はカトリックの教義にあると批判した。このことが、キリスト教コミュニティに対する人種的中傷にあたり、1881 年 7 月 29 日法 29 条および 32 条第二文の罪 に該当するとして、フランスの国内裁判所は謝罪広告の掲載と罰金を科した。これを不服として、Giniewski が人権条約 10 条違反を人権裁判所に申立てたのが本事件である。

人権裁判所は、「当該制約が法律によって定められていること」の要件が、1881年7月29日法29条および32条第二文によって満たされているものと判断した。「制約が正当な目的の実現を意図するものであること」の要件に関しては、介入の目的である「特定の宗教の構成員であることによる中傷から人の集団を保護すること」は条約10条2項が意味するところの、「他の権利又は名声」を保障することと一致し、また、条約9条が保障している信教の自由の保障の目的とも一致すると判示している。しかし、「制約が民主社会にとって必要であること」の要件については、本項①Otto-Preminger-Institut v. Austria事件や②Wingrove v. the United Kingdom事件での判断を引用し、信徒は自己の信仰する宗教への批判を免除されない一方で、表現行為者は「他者に対して不必要に攻撃的で、他者の権利を侵害する」表現又は人類社会の発展に貢献しない表現を可能な限り避けなければならない義務があることを指摘している。さらに、人権裁判所は宗教を冒瀆する表現について、加盟国の評価の余地は広いと述べた上で、申立人の記事は、「民主的社会において明らかに一般的な利害を有する問題」であるホロコーストとカトリックの教義についての関連性の議論に寄与するものと判断した。そして、当該記事に対してなされた有罪判決は「差し迫った社会的必要性」に対応するものではないとして、申立人に対する人権条約10条違反を認めたのである。

#### ⑤ Klein v. Slovakia 事件(2006年)

上記の Giniewski v. France 事件を契機として,これまで宗教を冒瀆する表現に対して認められてこなかった人権条約 10 条違反が認められる事件が出てくるようになった。Klein v. Slovakia 事件 $^{32)}$  は 10 条違反が認められた事件の 1 つで,申立人である Martin Klein が高級週刊誌に掲載したスロバキア大司教に対する批判記事が問題となった事件である。当該記事によって宗教感情を傷つけられたとしたキリスト教団体は,スロバキア刑法 198 条 1 項 $^{33)}$  が規定する,市民集団の信仰に対する公の中傷にあたるとして同条の適用を求め,記事執筆者の Klein は罰金刑に処せられることになった。しかし,これを不服とした Klein は人権裁判所に条約 10 条違反を申し立てたのである。この記事は,実在のポルノ男優を題材とした映画「ラリーフリント」のポスター掲示について,スロバキアの大司教が映画およびポスターの掲示に反対する声明を出したことを批判する内容であった。

人権裁判所では、スロバキア刑法 198条1項および他者の権利の保護という目的は妥当であ るとして、「当該制約が法律によって定められていること」および「制約が正当な目的の実現を 意図するものであること」の要件は満たしていると判断され、「制約が民主社会にとって必要で あること」の要件の判断に重心が置かれた。判決では、表現の自由は無制限ではなく、不必要に 攻撃的な表現等をできる限り避ける義務を負っているとする、これまでの判例を踏襲した上で、 本件で問題となっている記事を大司教の声明に対する批判としてとらえ、この記事は「知的関心 の高い読者を対象とした週刊誌で発表された|ことや「思想と連想を伴った文学的冗談|である ことを考慮して、信教の自由や教義そのものを中傷したものではないと評価した。そして、国内 裁判所は「キリスト教を信仰する住民集団の権利を侵害した」と述べるが、記事は大司教を批判 したものであって、カトリック教徒全体を批判したものではないとして当該処罰の目的を否定し、 また、大司教自体は刑事訴訟手続きから撤退し申立人を公的に特赦していることから、記事とな された措置との間に関連はなく、他者の信念に対する中傷を理由とした刑事罰は本件状況下では 不適当であると評価した。その結果、「他者の権利である信教の自由」を理由とした「制裁は正 当化することができ」ず、本件制約は「急迫する社会的必要性」がなく、「追求する正当な目的」 となされた措置との比例も不当であるから、「民主社会にとって必要」であるとはいえないとして、 人権裁判所は10条違反を認めた。

#### 4. 検討とおわりに

宗教を冒瀆する表現に関する人権裁判所の判例を概観すると、人権裁判所は表現の自由に関する事件で蓄積してきた判断を踏襲しつつも、表現の自由を制約するために必要な3つの要件、特に「制約が民主社会にとって必要であること」の要件を重視し、より仔細に検討するようになって

きたことが分かる。この要件の判断において人権裁判所は、初期の判決である Otto-Preminger-Institut v. Austria 事件以降、一貫して次の5点を前提としてきた。すなわち、①表現の自由は民 主社会の本質的基礎の1つであり、人類の発達と民主社会の発展の要件の1つであること、② 好意的に受け取られる「情報」や「思想」だけなく、衝撃や攻撃を与える表現にも表現の自由が 保障されること、③攻撃的な表現を含む幅広い表現は民主社会における多元主義、寛容さ、寛大 さにとって必要なものであること、④しかし一方で、自由と権利の行使には「義務と責任」が伴 い、特に、宗教的表現に関しては、信徒の宗教感情など他者の権利を侵害する表現および不必要 に攻撃的な表現のうち、人類の発展を可能にするあらゆる形態の公の議論に貢献しない表現につ いては、可能な限りその使用を避けなければならないという義務が含まれていること、さらに、 ⑤宗教的表現に関する規制においては、欧州の統一的な概念が存在しないため、加盟国には広い 評価の余地が存在していること、という 5 点の前提である。ただし、評価の余地については無制 限というわけではなく、人権裁判所の統制に服することがその条件となっている。これらの前提 を踏まえた上で、宗教を冒瀆する表現における人権裁判所の判断は「制約が民主社会にとって必 要であること | の要件をより細かく検討するようになってきている。たとえば、Otto-Preminger-Institut v. Austria 事件では「なされた制約とその目的との比例性」のみが審議されていたが、 Wingrove v. the United Kingdom 事件では「急迫する社会的必要性」が審議事項に加えられ、 I.A. v. Turkey 事件ではさらに、「国内当局が当該介入を正当化する理由として関連性があり十分 であるか」という項目が付け加えられることとなった。また,Giniewski v. France 事件では,表 現行為が(1)宗教信仰そのものを攻撃していないか,(2)「民主的社会において明らかに一般 的な利害を有する問題」に関する討議に寄与するか、の2点を検討することによって、公権力に よる制約の理由付けだけでなく表現の正当性についても検討をしている。このように、表現の自 由に対する制約に関して厳格な審査を人権裁判所自身が行うようになってきているという点で、 表現の自由は人権裁判所によって重要視されていると見ることができるであろう。しかし、 Otto-Preminger-Institut v. Austria 事件や İ.A. v. Turkey 事件における反対意見にあるように,宗 教的多数派に対して衝撃や攻撃を与えることを干渉の正当理由として認定している点が、上記の 前提②を形骸化させており、結果的に 10 条違反を認めた事例も僅少であることから、宗教を冒 **瀆する表現に関しては、締約国に認められている評価の余地が広いという意味において表現規制** が容認されやすいように思われる $^{34)}$ 。さらに、小泉洋一(小泉 2007:143)が指摘するように当 該表現が「一般的な利害を有する問題」に関する討議へ参加するものであっても宗教信仰そのも のを攻撃する場合に、表現行為がどう評価されるか不明であり、人権裁判所の判断が公権力によ る制約の正当性という観点に重点が置かれていることから、どのような表現が表現の自由の適用 を受けるのかという「基準」が曖昧であり,必ずしも人権裁判所の判例によっては明らかになっ ていないという点で、今後の人権裁判所の判断が待たれるところでもある。

上に挙げたように、未だに問題点は山積している状態ではあるが、人権裁判所が「民主社会に 貢献するか否か」を一つの観点に、表現の自由の保護を受ける表現と、保護されない表現とを区 別することや、たとえ差別的な要素を持つ表現であったとしても、その表現が民主社会にとって必 要であるとみなされる場合には保護するという姿勢は、多文化社会や多元的価値社会における表 現の自由の重要性を明確に体現するものとして評価することができるのではないかと考えられる。

#### 注

- 1) 詳しくは薬師寺公夫「ヨーロッパ人権条約準備作業の検討(上)」神戸商船大学紀要第一類 文科論集33号(1984年)35頁以下を参照のこと。
- 2) Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms. なお, 条文の 番号については特に注記がない限り現行の条文番号である。
- 3) 信者人口が国内人口を大きく上回っていることからもこの傾向がうかがえる。 文部科学省,「宗教統計調査」, https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=da talist&toukei=00401101&tstat=000001018471&cycle=0&tclass1=000001124015&stat\_ infid=000031782917&result page=1, (2019.7.7)
- 4) 例えば、中村光『聖☆おにいさん』(講談社)では仏陀とイエスキリストを主人公として様々な神々が作中に登場する。
- 5) 例えば、出入国管理統計によると外国人の入国者数は増加傾向にあることが分かる。 法務省、「出入国管理統計」、https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datal ist&toukei=00250011&tstat=000001012480&cycle=7&year=20170&month=0&t class1=000001012481、(2019.7.7)
- 6)評議会の憲法問題に関する諮問機関である The European Commission for Democracy through Law (通称 Venice Commission) のレポート (European Commission for Democracy through Law (Venice Commission), Report on the Relationship between Freedom of Expression And Freedom of Religion: The Issue of Regulation and Prosecution of Blasphemy, Religious Insult and Incitement to Religious Hatred, 2008, CDL-AD (2008) 026) によると、2008 年 当時において、宗教上の礼拝への妨害や宗教を理由とする差別がほとんどの加盟国において禁止等されているだけでなく、神冒瀆罪 (Blasphemy) を有する加盟国が 10 か国 (オーストリア、デンマーク、フィンランド、ギリシャ、イタリア、リヒテンシュタイン、オランダ、サンマリノ共和国)、宗教的侮辱(Religious insult)を処罰する加盟国が 21 か国(アンドラ、キプロス、クロアチア、チェコ、デンマーク、スペイン、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、イタリア、リトアニア、ノルウェー、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ロシア、スロバキア、スイス、トルコ、ウクライナ)あるなど報告されている。

#### 7) 第10条 (表現の自由)

- 1 すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、公の機関による 介入を受けることなく、かつ、国境とのかかわりなく、意見を持つ自由ならびに情報 および考えを受けおよび伝える自由を含む。本条は、国が放送、テレビ又は映画の諸 企業の許可制を要求することを妨げるものではない。
- 2 前項の自由の行使については、義務および責任を伴い、法律によって定められた手続き、 条件、制限または刑罰であって、国の安全、領土保全もしくは公共の安全のため、無 秩序もしくは犯罪の防止のため、健康もしくは道徳の保護のため、他者の名誉もしく は権利の保護のため、秘密に受けた情報の暴露を防止するため、または、司法機関の 権威および公平さを維持するため、民主的社会において必要なものを課することがで きる。
- 8) Handyside v UK App no 5493/72 (ECtHR, 7 December 1976).
- 9) ibid
- 10) 評価の余地に関する先行研究については、北村泰三「ヨーロッパ人権条約と国家の裁量――評価の余地に関する人権裁判所判例を契機として」法学新法 88 巻 7・8 号 (1981 年) 35 頁 以下、江島晶子「ヨーロッパ人権裁判所における「評価の余地」理論の新たな発展」明治大学大学院紀要 法学篇 29 号 (1992 年) 55 頁以下などがある。
- 11) Sunday Times v UK App no 6538/74 (ECtHR, 26 April 1979).
- 12) Bosphorus Hava Yollari Turizm ve Ticaret Anonim Sirketi v Ireland App no 45036/98 (ECtHR, 30 June 2005).
- 13) Barthold v Germany App no 8734/79 (ECtHR, 25 March 1985).
- 14) Sunday Times v UK (n 11).
- 15) Wingrove v UK App no 17419/90 (ECtHR, 25 November 1996).
- 16) 西片聡哉 「表現の自由の制約に対する欧州人権裁判所の統制」神戸法学年報第 17 号(2001 年) 230-233 頁
- 17) Sunday Times v UK (n 11).
- 18) Goodwin v UK App no 17488/90 (ECtHR, , 27 March 1996).
- 19) Jersild v Denmark App no 15890/89 (ECtHR, 23 September 1994).
- 20) Handyside v UK (n 8).
- 21) Markt Intern Verlag Gmbh and Klaus Beermann v Germany App no 10572/83 (ECtHR, 20 November 1989).
- 22) Otto-Preminger-Institut v Austria App no 13470/87 (ECtHR, 20 Sept 1994).

#### 23) オーストリア刑法 188条

何人もその振る舞いが、国内に設立された教会若しくは宗教コミュニティの崇拝の対象若 しくは教義、合法の慣習、教会若しくは宗教コミュニティ等合法の組織の人若しくはもの に対する正当な憤慨、誹謗又は侮辱を引き起こしうるものは、6月以下の自由刑又は日歩 360以下の罰金に処す。

(判決本文記載の条文より ※原文に記述がないため、貨幣単位は不明。)

- 24) Handyside v UK (n 8).
- 25) Wingrove v UK (n 15). なお,本判決に関する邦語の判例評釈として金原恭子『ヨーロッパ人権裁判所の判例』戸波江ニほか編(信山社,2008年)409 頁以下がある。
- 26) R v Lemon, R v Gay News Ltd. (1979) AC 617.
- 27) トルコ刑法 175 条第3 文および第4文

神,宗教,預言者,宗派又は経典を冒瀆した者……又は,宗教上の信念若しくは宗教上の義務の実践を理由として他者を中傷若しくは侮辱したる者は6月以上1年以下の自由刑及び5000TRY以上25000TRY以下の罰金に処す。

(判決本文記載の条文より)

- 28) İ.A. v Turkey App no 42571/98 (ECtHR, 13 Sept 2005).
- 29) Handyside v UK (n 8).
- 30) Giniewski v France App no 64016/00 (ECtHR, 31 Jan 2006). 本判決に関する邦語の判例評 釈として小泉洋一「宗教批判と表現の自由―ジニエフスキ対フランス事件(ヨーロッパ人 権裁判所 2006 年 1 月 31 日判決)」国際人権 18 号 (2007 年) 143 頁以下, がある。
- 31) 1881 年 7 月 29 日法 (出版の自由についての法) (訴追当時)

#### 第29条

事実を主張された人若しくは団体の名誉若しくは評判を損なう事実に関する、あらゆる声明又は主張をすることは名誉毀損とする。そのような声明又は主張を直接公表若しくは翻刻することは、仮の言葉で表現していたとしても、また、人若しくは団体について明らかに名指ししていなくとも、異議を唱える言説、叫び、威嚇、手書若しくは印刷物、プラカード、ポスターの用語から識別可能ならば、罪とする。

事実の主張を含んでいない罵倒,無礼な文言又は罵りを用いることは侮辱とする。 第32条

23条で規定する手段の1つによる個人への名誉毀損は80000FRFの罰金に処す。

特定の民族集団,国籍,人種若しくは宗教の出身,構成員若しくは非構成員であることを理由として,人又は集団に対し同様の手段による名誉毀損は,自由刑1年若しくは300000FRFの罰金又は併科する。

(判決本文記載の条文より)

- 32) Klein v. Slovakia App no 72208/01 (31 Oct 2006).
- 33) スロバキア刑法 198 条 1 項「国・人種・信念への名誉毀損」(当時) 以下の理由により公に誹謗したるものは
  - 〈a〉国籍, 言語又は人種又は
  - 〈b〉政治信念、信仰又は無宗教に基づく共和国住民の集団
  - 1年以下の自由刑又は罰金に処す。

(判決本文記載の条文より)

34)条約機関による締約国の主権の尊重方法という観点においては、人権裁判所のこの手法は評価できるとする意見も有る。金原恭子前掲注(25)409頁。

#### 引用文献

小泉洋一 2007「宗教批判と表現の自由ージニエフスキ対フランス事件(ヨーロッパ人権裁判 所 2006年1月31日判決)」『国際人権』18:142-143

斎藤博 1998「宗教の自由と私法上の人格権|『ジュリスト』916:36-40

# A Study of Blasphemous Expressions in the European Court of Human Rights

Rei MURAKAMI

The European Court of Human Rights, operating since 1959 as the implementing body of the European Convention on Human Rights, has established case laws since its inception. The European Convention on Human Rights has been signed by 47 countries. There have been several instances wherein, the European Court of Human Rights has developed case laws on the freedom of expression guaranteed by Article 10 of the Convention. Over the years, this judgment framework has come to judge in more detail whether constraints by member states are necessary in a democratic society under the Principle of Proportionality. Under this circumstances, the European Court of Human Rights has elaborated the consideration of whether a restriction by member state is necessary in a democratic society, even in the case of a blasphemous expression. There is no set common standard, and hence, the freedom of expression guarantee and validity of blasphemy are tested in keeping with the wide Margin of Appreciation.

Keywords: European Court of Human Rights, Freedom of Expression, Blasphemy